解散公告（第三回）

当法人は存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
神奈川県川崎市高津区久本三丁目六番二二号
財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会
清算人　並木　隆

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十三日開催の理事会の決議により、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷九五四九―六番地　財団法人野沢温泉村振興公社
代表清算人　富井　俊雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
長野県岡谷市長地出早二丁目一〇番一〇号
財団法人岡南教育振興会
代表清算人　小口　弘夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
岐阜市薮田南五丁目一四番一二号
社団法人岐阜県生活衛生同業組合連合会
代表清算人　滝　多賀男

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
岐阜県岐阜市長良福光大野二六七五の二八
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団
清算人　三島　省平

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
名古屋市中区正木一丁目一五番八号
財団法人東海心身医学研究会
清算人　野島　精二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
名古屋市熱田区森後町一一番一二号
財団法人健身会館
代表清算人　加賀　時男

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
愛知県豊田市西山町五丁目一番地
財団法人豊田市公園緑地協会
代表清算人　水野　和之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
京都市伏見区本材木町六六八―三　月桂冠酒蔵オフィス九号室
社団法人京都南労働基準協会
清算人　柴田　佳弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
京都府京都市中京区西ノ京伯楽町一一の六
社団法人京都上労働基準協会
代表清算人　加藤　孝幸

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
兵庫県南あわじ市湊七七番地
財団法人南あわじ産業振興協会
清算人　中田　勝久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
岡山県玉野市八浜町大崎一二三一番地
財団法人大崎会館
清算人　大塚　秀雄

解散公告（第三回）

当財団法人は、寄附行為第三十一条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
広島県広島市中区大手町一丁目五番三号
財団法人県民センター
代表清算人　鈴木　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月五日
広島県庄原市西城町三坂八四三番地
財団法人八鉾會
代表清算人　前田　忠邦

債務引受に係るお知らせ

西日本高速道路株式会社第13回及び第14回社債の債権者各位

西日本高速道路株式会社第13回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第14回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十五年三月二十九日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、西日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十五年四月五日
東京都港区西新橋二丁目八番六号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直
大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二〇号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成